

証券界の信頼性向上のために取り組むべき諸課題への対応に関する検討計画

平成 24 年 11 月 20 日
日本証券業協会

I. 自主規制としての取り組みが期待されている事項等

1. 倫理観・責任感を向上させるための取り組み

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
1	会員における倫理観向上に向けた取り組みを紹介した事例集「倫理観向上の取り組み事例集（仮称）」を作成し、協会員に通知（年1回改訂）	行動規範委員会と連携しつつ、「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」において検討（自主規制企画部）	平成 25 年 3 月までに結論を得る
2	会員における倫理コードの遵守状況の開示（年1回）		
3	本協会の研修制度やプログラムの見直し	「研修編成ワーキング・グループ」において検討（研修部）	平成 25 年 3 月までに実施

2. 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
4	会員各社の業務内容について、ディスクロージャー誌にわかりやすい表現で記載する取り組み	「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」において検討（自主規制企画部）	平成 25 年 3 月までに結論を得る
5	会員の主要株主及び大株主を公表する取り組み		
6	財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等の開示等 ※関係者との協議を要する。		

3. 不芳情報の通報制度

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
7	会員に関する不芳情報等の受付窓口の設置	事務局において検討（総務部、監査2部）	平成 25 年 1 月を目途に実施

4. 自主制裁（処分）の見直し等

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
8	(1)協会員に対する処分のあり方等の検討	自主規制会議において検討（規律審査部）	金融審の議論及び法改正の動向を踏まえ、平成 25 年 6 月までに結論を得る
	(2)協会員の役職員に関する処分等のあり方等の検討 （一級不都合行為者の取扱いの対象となる行為など）	今後、ワーキング・グループを設置して検討（規律審査部）	金融審の議論及び法改正の動向を踏まえ、平成 25 年 6 月までに結論を得る

II. 最近の発生事案の問題点を踏まえ、本協会が対応すべき事項

1. 顧客分別金信託の不正流用を防止するための方策

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
9	財務諸表外部監査の態様等（財務諸表外部監査の非受検会社への対応、分別管理外部監査の手法である「合意された手続業務」を受検会社への対応等として、その事実及び理由の開示）	「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」において検討（自主規制企画部）	平成25年3月までに結論を得る
10	自己資本規制比率の外部監査の態様等（外部監査の非受検会社への対応等として、その事実及び理由の開示）		

2. 自社役員及び親会社役員に対する会社からの多額の貸付けについて、本協会が早期に把握するための方策

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
11	会員が一定額以上（例えば自己資本の10%以上）の額の金銭を当該会員の役員又は主要株主等（若しくはその他関連会社等）に対して貸付けた場合に協会への報告を義務付け	事務局において検討（総務部、監査2部）	平成25年1月中を目途に実施

以 上

会員に関する情報受付窓口の設置について

平成 25 年 1 月 15 日
日本証券業協会

1. 設置の目的

本協会では、証券界の信頼性向上を図る観点から、本協会の協会員及び一般投資者から会員の法令違反等の行為についての情報を受け付ける専用窓口を設置し、問題の早期発見、警戒を行うことを目的とする。

2. 本協会の対応

- ・ 本協会ホームページに情報受付専用窓口を設置する。具体的には、郵送、FAX 又は電子メールによる情報受付を行う。
- ・ 情報提供者の情報提供のし易さを考え、情報提供は匿名も可とする。
- ・ 寄せられた情報は、事務局(総務部)にて一定の精査を行い、情報の内容に応じ、例えば、次のように活用する。

①個別の会員に関する情報や証券市場全般、会員全般に関する情報等

⇒ 本協会関係部署

②上記①の情報のうち、特に留意すべき情報

⇒ 行政当局及び関係団体

③上記①の情報のうち、将来の課題の発生を予測した対応を行う必要があると考えられるもの

⇒ ATC対応プロジェクトチーム (ATCとは、ahead of the curve の略)

※ 寄せられた情報の内容によっては、会員監理におけるモニタリングや通常監査、特別監査の際の留意事項としても取り扱う。

※ 寄せられた情報については、一定のスクリーニングを行ったうえで会員にフィードバックすることも検討する。

3. 受付対象とする情報の範囲

会員に対する以下の情報

- ①法令違反行為又はそのおそれのある行為に関する情報
- ②業務や経営に関し、不正が行われているといったうわさや不審な情報等

4. 情報受付の開始時期

平成 25 年 1 月下旬より開始する。

以 上

「役員等に対する貸付け等に関する報告」について

平成 25 年 1 月 15 日

日本証券業協会

1. 報告の目的

最近の発生事案として、顧客資産を流用したことにより投資者保護基金の補償が発動されることとなった会員の経営破綻については周知のとおりである。この事案の背景として、会員が自社役員に対する多額の貸付けを行ったものの、貸付金の回収の見込みがないことから、当該会員における運転資金が不足して資金繰りが困難になっていた実態があった。

このような状況を踏まえ、証券界の信頼性向上のための取組みの一環として、各会員における内部牽制機能など経営管理態勢の把握、同様の不祥事の再発防止のため、この度、本協会は「定款の施行に関する規則第 6 条第 1 項第 44 号」に基づき、一部の信用供与の状況について以下のとおり各会員から報告を求めることとする。

2. 報告の概要**(1) 報告対象とする与信先及び与信内容**

会員が次のいずれかに該当する者に対して行っている与信（短期貸付金、長期貸付金、保証債務及び保証予約）。

- ① 自社の役員
- ② 自社の主要株主
- ③ 自社の役員が他の法人その他の団体の役員又は主要株主である場合の当該他の法人その他の団体
- ④ 自社の主要株主が他の法人その他の団体の役員又は主要株主である場合の当該他の法人その他の団体

(2) 報告義務者

次のいずれかに該当する会員。

ただし、分別管理義務¹のある金銭及び有価証券が存在しない会員、有価証券報告書を提出している会員及びその他本協会が報告を不要と認める会員²を除く。

- ① 自己資本規制比率が 200%未満の会員のうち、上記(1)に該当する与信を行っている会員
- ② その他本協会が必要と認める会員³。

¹ 金融商品取引法第 43 条の 2 の規定による分別管理義務。

² 例えば、投資者保護基金による補償対象となっていないプロ投資家のみを対象とした業務を行っている会員 等。

³ 例えば、自己資本規制比率が 200%以上であっても、代表者や主要株主に大幅、頻繁な異動がある会員 等。

(3) 報告事項

上記(1)に該当する与信先ごとに、①属性、②与信の種類及び金額

(4) 報告期限

毎月末時点で本報告の対象となる与信の残高がある場合 翌月の20日

3. 報告の提出方法

協会WANの双方向機能を通じて本協会監査2部に提出することとする。

4. 報告の開始時期

初回報告は、平成25年1月末時点のものを平成25年2月20日(水)までに報告することとする。

以 上



信頼性向上のための具体的な方策について(案)

平成25年1月21日
日本証券業協会

1-1.倫理観・責任感を向上させるための取組み①

【具体的方策案】

● 会員における倫理観向上に向けた取組みを紹介した事例集「倫理観向上の取組み事例集（仮称）」の作成し、会員に配付する。

【期待される効果】

● 各会員が、他社の取組み事例などを参考として、自社の取組みなどに反映することで、業界全体の倫理意識向上が図れる。

各会員

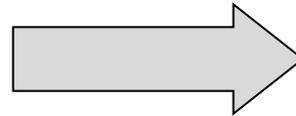
協会

各会員における取組み

①社内規程・マニュアルの整備、②小冊子等の配付、③人事評価への反映、④社内処分の厳格化、⑤法令違反事例等の示達、⑥内部通報制度の整備、⑦社内倫理研修の実施、⑧社外倫理研修の活用、⑨役員等による個別面談の実施、⑩内部監査の実施、⑪確認書・誓約書の徴求、⑫効果測定（ウェブトレーニング・チェック）など

事例集を参考に、
各会員における取組みに反映

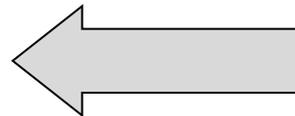
情報提供（アンケート調査、個別ヒアリング）



各会員における取組みを紹介した事例集を作成

・会社の規模や業容を勘案し作成。
・失敗例などをもとに、どのような改善を行い、どのような効果があったのかなどできるだけ具体的な事例も掲載。

事例集の配付



1-2.倫理観・責任感を向上させるための取組み②

【具体的方策案】

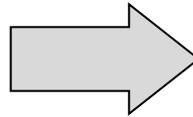
- 会員に対し、倫理コードの実効性確保のための社内体制の整備状況の開示を求める。
※特別会員への適用は要検討。

【期待される効果】

- 業界全体の倫理意識向上に資するとともに、各会員や業界全体の信頼性向上につながる。

(現行)倫理コード規則

- ① 倫理コードの保有
- ② 倫理コードの提出(協会あて)
- ③ 望ましくないものと判断する事案等の報告(協会あて)
- ④ 社内体制の整備
(運用管理責任者の設置、役職員に対する教育・研修の実施、違反があった場合の対応等)



(改正案)倫理コード規則

- 倫理コードの実効性確保のための社内体制の整備状況の開示(※)を求めていますどうか。

※開示の方法は、

- ・自社ウェブサイトへの掲載
 - ・協会ウェブサイトへの掲載
 - ・ディスクロージャー誌に、社内体制の整備状況を記載することなど、
- 各社の実状に応じた対応としてはどうか。

2-1. 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進①

【具体的方策案】

- 会員各社の業務内容について、ディスクロージャー誌にわかりやすい表現で記載を求める。

【目的・期待される効果】

- 金融商品取引業の公共的性格に鑑み、各社が業務内容を一般に分かりやすく公表することは金融商品取引市場の担い手として必要と考えられる。
- 各会員が、業務内容をわかりやすく開示することにより、業界全体の信頼性が向上する。

(現行)ディスクロ誌の記載例

(1) 金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項)

- ① 金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務
- ② 金融商品取引法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務
- ③ 金融商品取引法第28条第1項第3号イに掲げる行為に係る業務
- ④ 金融商品取引法第28条第1項第3号ロに掲げる行為に係る業務
- ⑤ 金融商品取引法第28条第1項第3号ハに掲げる行為に係る業務
- ⑥ 有価証券等管理業務
- ⑦ 第二種金融商品取引業
- ⑧ 投資助言・代理業
- ⑨ 投資運用業

(2) 金融商品取引業付随業務(金融商品取引法第35条第1項)

当社は、以下の業務その他金融商品取引業に付随する業務を行っています。

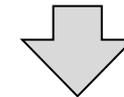
- ① 有価証券の貸借またはその媒介もしくは代理業務
 - ② 信用取引に付随する金銭の貸付け業務
 - ③ 保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け業務
 - ④ 有価証券に関する顧客の代理業務
 - ⑤ 投資信託に係る収益金、償還金または解約金の支払いに係る業務の代理
 - ⑥ 投資証券等に係る分配金、払戻金もしくは残余財産の分配または利息もしくは償還金の支払に係る業務の代理
 - ⑦ 累積投資契約の締結業務
-

(現行)協会の参考例

7. 業務の種類

[記載に当たっての留意事項]

当期末現在において行っている金融商品取引業の種類(法の根拠条文及び条文に規定する具体的な業務の内容等)を記載してください。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記してください。



(見直し)協会の参考例

→参考例をより具体的に記載する。

【見直し案】

- ・取扱商品を具体的に記載し、どのようなサービスを提供するかを記載する。
- ・リテールかホールセールかなど対象とする顧客の範囲の記載する。

2-2. 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進②

【具体的方策案】

- 会員の主要株主（20%以上保有）及び大株主（上位10位）を、協会ウェブサイトに一覧表として掲載すること。

【期待される効果】

- 投資家が会社の実態把握などに活用できるとともに、透明性を高める効果がある。

協会ウェブサイトの一覧表のイメージ(案)

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
甲証券	株主名
	保有株式数
	割合
乙証券	株主名
	保有株式数
	割合

2-3. 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進③

【具体的方策案】

- 財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等の開示等（各会員における開示、協会ウェブサイトに一覧を掲載）

【期待される効果】

- 投資家が会社の実態把握などに活用できるとともに、透明性を高める効果がある。

1. 各会員における開示（案）

ディスクロ誌
「財務諸表監査の受検状況」は、記載が求められている。
これに加え、
「分別管理監査の受検状況」の記載を懇願してはどうか。

各会員のウェブサイト
「財務諸表監査の受検状況」、「分別管理監査の受検状況」の掲載を懇願してはどうか。

※ディスクロ誌そのものをウェブサイトに掲載している場合は別途の掲載は不要。

2. 協会ウェブサイトの一覧表のイメージ（案）

会員名	財務諸表監査		分別管理監査		
	種類	外部監査人	法令遵守検証業務	合意された手続業務	外部監査人
甲証券	会社法監査	X監査法人	受検		X監査法人
乙証券	金商法監査	Y監査法人	受検		Y監査法人
丙証券	任意監査	非公表		受検	非公表
丁証券	—	—		受検	非公表
戊証券	—	—		受検	Z監査法人

3-1.最近の発生事案の問題点を踏まえた対応①

【具体的方策案】

- 会員に対し、公認会計士又は監査法人による財務諸表の外部監査の受検を慫慂する。

【期待される効果】

- 顧客資産の流用など不正な経理処理の発見に繋がる可能性が高まる。

【業界の意見】

- ・多額の監査報酬等の支払いにより、経営に与える影響が大きいとの地場証券等の意見やそのような会社にも配慮すべきというその他の会員からの意見もある。
- ・一方で、丸大証券のような悪質な事案が再発すると、投資家からの信頼がさらに失墜することになることから、自主規制機関として適切な対応をとるべきとの意見や、このような問題への対処を怠ると、投資者保護基金が悪質業者に貪られるとの意見もある。

3-2.最近の発生事案の問題点を踏まえた対応②

【具体的方策案】

- 会員に対し、公認会計士又は監査法人による自己資本規制比率に関する外部監査の受検を慫慂する。

【期待される効果】

- 顧客資産の流用など不正な経理処理の発見に繋がる可能性が高まる。